

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO) は毎月 15 日に廃棄物処理・リサイクルに関わる情報をメールでお届けしています。



兵庫県下の 3 処理事業者が起こした管理票偽造事件。真相の解明はこれからだが、排出事業者が自社の処理委託に係る管理票を悪用されることのないよう、実地確認を活用した対応策について提案する。

利根川水系のホルムアルデヒド問題への国の最終的対応を紹介する。化学物質含有廃棄物の処理委託に対しての情報提供の在り方については、政策対応が待たれる。本誌が数回にわたって紹介してきた「廃棄物・3Rのための電子契約」。普及を目指すセミナーが来る 12 月 13 日 (木) 開催される。お申込みは (公財) 廃棄物・3R 研究財団ホームページ <http://www.jwrf.or.jp> まで (12/5 〆切)。

廃棄物処理法違反事件について考える 管理票の悪用に排出事業者はどう対処するか

木川 仁

去る 10 月 25 日兵庫県警は、廃棄物の収集運搬が行われていないのに虚偽のマニフェスト伝票を作成したとして、産廃事業者 3 社の責任者を逮捕した。許可業者の間で嘘のマニフェスト作成で逮捕者が出たとは、驚きを隠せない事態である。何が起きたのであろうか？

10 月 25 日の毎日新聞の記事を下記に引用する。

産業廃棄物の処理過程を記録する管理票^{*1}を偽造したとして、県警生活環境課と姫路署などは 24 日、姫路市網干区津市場、産業廃棄物収集運搬業「夢クリーン」社長、HI 容疑者 (33) から 4 人を廃棄物処理法違反容疑で逮捕した。

他に逮捕されたのは、同市夢前町護持、同社代表取締役、SI 容疑者 (63) 三重県桑名市長島町出口、産業廃棄物収集運搬業「高野興業」総務課長、TK 容疑者 (50) 神戸市垂水区南多聞台、産業廃棄物処理業「明石開発」代表取締役、TT 容疑者 (70)。逮捕容疑は、4 人は共謀して今年 1~2 月ごろ、実際は産業廃棄物を収集運搬していないのに、木くずや廃プラスチックの運搬を業者間で委託したなどと虚偽の管理票を作成したとされる。

同課によると、HI 容疑者と TK 容疑者は認否を保留し、SI 容疑者は容疑を否認、TT 容疑者は容疑を認めているという。高野興業側から夢クリーン側には処理費用として計 1,536 万円が支払われているといい、同課が調べる。

^{*1} 新聞記事では「管理表」とされているが、廃棄物処理法に従い、上記引用では「管理票」としている。

夢クリーン社は、解体廃棄物や事業系廃棄物の収集運搬と解体・分別等の中間処理を行う産廃処理事業者である。最近、社長が交代して企業情報を積極的に公開しており、世間からは優良な事業者として認知されていた。また、明石開発は、神戸市で安定型の最終処分を行う事

業者であり、高野興業は、三重県桑名市の産廃収集運搬事業者である。

一般的に、マニフェスト伝票の虚偽記載が発覚した時、行政処分が行われることは理解できるが、即、警察が介入することは考えられない。だが、今回のケースでは高野興業から夢クリーンに処理費用が支払われているものの、廃棄物が夢クリーンや明石開発に移動していないことを考えると、極めて不自然なことが行われていたことになる。

通常、こうした行為 (実体のないマニフェストが発行されて金銭の授受がある) は、不法投棄や不適正処理 (不当に安価な処理事業者に委託する) に使われる常套手段のようだ。今回の事件は、兵庫県警で詳細を解明中とのことなので、これ以上の推論は行わないが、このような行為が知らないところで行われていたらと考えると、排出事業者にとっては極めて深刻な事態と言える。

廃棄物処理法は、排出事業者責任の履行を求めている。排出事業者は、自身が適正な処理委託料金を支払っているのだから、こんな事件には巻き込まれないはず、と思っ

ていることが多い。ところが、「不法投棄の 25% は、善良な排出事業者から、最初の収集運搬を適正料金で適正処理されたように見せかけて行われる」という話もある。

それでは、排出事業者は、どのような対応を図ることが重要だろうか。まず、排出事業者自身が、実地確認を行うことが法的に求められるが、この実地確認・現地監査においては、最低でも次のことを実行する必要があるのではないだろうか。

現地で、自社の排出物が実際に処理されている様子を必ず確認する

処理フローに遠隔地の処理事業者が入っている場合、その理由に納得がいくかを検討する

委託先処理事業者が二次委託契約書や二次マニフェストをしっかりと説明できるかを確認する

(以上)

利根川水系ホルムアルデヒド問題 国の対応は最終段階へ

JAAO Flash 第60号(本年8月発行)では、利根川水系ホルムアルデヒド問題の国の基本的対応案を紹介した。今回は、対応策がまとまったので以下に整理する。

これまでの国の対応策検討経緯

下表にこれまでの主な経過を示す。

月	対応内容
5	ホルムアルデヒド問題発生
6~8	「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を計3回開催(6,7,8月の各1回)
6	埼玉県では、「埼玉県ホルムアルデヒド原因物質を含む液状の産業廃棄物及び排出水に係る指導要綱」制定
8	検討会「中間とりまとめ」発表
8/10 ~ 9/10	「水質汚濁防止法で定める指定物質として、ヘキサメチレンテトラミン(以下、HMT)を追加」に関するパブコメ実施
9/11	以下、通知を发出 環境省・産業廃棄物課長通知「HMTを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る留意事項について」 環境省・水環境課長通知「HMTの排出に係る適正な管理の推進について」
9/21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定
10/1	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令施行

水質汚濁防止法

対応案どおり、HMTが水質汚濁法の「指定物質」に追加された。加えて、HMTの具体的な管理を「通知」により助言するかたちとした。通知の主な内容は、埼玉県の指導要綱を踏まえたもので、「HMTを含む水を排出する工場及び事業場については、公共用水域に排出する排出水のホルムアルデヒド生成能について0.8mg/Lを目安として適正に管理すること」とした。

廃棄物処理法

法の改正はなく、最終的な対応は「通知」で行うこととなった。基本的には対応案どおりで、排出事業者が産廃処理委託時に伝達すべき産廃の性状等の情報は、WDSガイドライン(平成18年3月環境省)の中で徹底してい

くこととした。HMTのみならず、他の化学物質含有の情報提供徹底も喚起された。今の時点でWDSガイドラインの見直しは無いが、今後、実態調査を経て、見直す予定である。

上記に加え、排出事業者による処理状況の確認に関してふれており、「施設を実際に確認し、処理が適切に行われているかを把握することが望ましい」と実地による確認を勧めている。

おわりに

今回のホルムアルデヒド問題では、産廃の性状等の情報提供不足から、排出事業者が廃棄物処理法の委託基準違反で罰せられることはなかった。しかし、環境省の通知では、「HMT含有について契約書に含まれていない場合には、委託基準違反として取り扱って差し支えない」との見解を示した。今後は、HMTのみならず、化学物質含有の情報提供の重要性が一層増すことになりそうだ。産廃処理委託時の化学物質含有情報の伝達方法をもう一見直す時が来ているのではないかと。

(以上)

処理委託契約、なぜ今まで電子化されなかったのか？

平成25年
12月13日(木)
13:00~16:05
会場 千代田区立内幸町ホール
東京都千代田区内幸町1-5-1 TEL 03-3500-3378

～電子契約の有効性や社会的意義を考える～

対象：事業者、行政関係者等
定員160名
参加無料

廃棄物・3Rのための電子契約。システムの開設、サービス提供を目前に控え、実務的メリットのみならず社会的な意味を考えます。電子契約にご興味のある方はセミナーにご参加ください。

お申込み・お問合せは、(公財)廃棄物・3R研究財団
(ホームページ <http://www.jwrf.or.jp>) まで(12/5ㄨ切)

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO)

〒220-8131 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
横浜ランドマークタワー31階
Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586
発行: 佐野 敦彦
編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@jaao.co.jp

はみ出し情報(後篇): 弁護士と協議の上、弊社が出した見解は、「違法行為という契約解除条項に該当したので、『継続的契約を破棄する覚書』を結ぶ必要がある」というもの。ご参考まで。